

# 第 11 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和6年11月18日(月)午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1小澤 哲男・2川邊 千秋・3下井 弘 ・4田村 明  
8喜多 義幸・9竹尾 泰 ・10田中 茂人・11清水 喜代己  
12平松 崇己・13横山 光次・19太田 義政・21坂野 大徹  
23水谷 隆

以上13名

欠席委員 5若林 卓哉

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹  
安濃：江副主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 2川邊 千秋・3下井 弘

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 買受適格証明願について  
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)  
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>  
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見の  
提出について(賃貸借権、使用貸借)<別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長

それでは、第11回第1農地部会を開催させていただきます。  
本日の欠席は5番 若林 卓哉委員の1名で、出席委員は13名です。  
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
2番 川邊 千秋委員、3番 下井 弘委員よろしくお願ひします。  
それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から10で、件数は10件、合計面積は29,278.91㎡で、すべて田でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから11ページをお願いします。  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
番号1から17で、件数は17件、合計面積は82,405.91㎡で、その内訳は田が69,637.91㎡、畑が12,768㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

12ページをお願いします。  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。  
番号1 商業用看板設置用地  
番号2 共同住宅用地  
以上、件数は2件、合計面積は881㎡で、その内訳は田が798㎡、畑が83㎡でございます。

13ページから14ページをお願いいたします。  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。  
番号1 共同住宅用地  
番号2 一般個人住宅用地  
番号3 宅地造成  
番号4 宅地分譲用地（一戸建て専用住宅）  
番号5 太陽光発電施設用地  
番号6 太陽光発電施設用地  
以上、件数は6件、合計面積は4,084.62㎡で、その内訳は田が2,513.62㎡、畑が1,571㎡でございます。

15ページをお願いします。

報告第5号 買受適格証明願について、でございます。

番号1 駐車場用地

これにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、合計件数1件、合計面積は79㎡で、すべて畑でございます。

16ページをお願いします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田で150ha、合計150ha。

番号2 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 香料作物・水稻、耕作面積 田で42.3ha、畑で2.1ha、合計 44.4ha。

以上、件数は2件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、17ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里窪田町中鳶\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畑、面積 2,108㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,951㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、経営規模の縮小のためです。

番号2、地区 安東、申請地 安東町柳\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 720㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,209㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 櫛形、申請地 分部森\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 2,912㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 887,153㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号4、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本大笹\_\_\_\_、登記地目 雑種地、現況地目 畑、面積 56㎡ 外1筆、合計面積 300㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 14,213㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は4件、合計面積は6,040㎡で、このうち田が5,740㎡、

その他が300㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、今回の農地法第3条の規定による許可申請のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。  
整理番号1についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。  
整理番号1 該当P17

事務局 事務局でございます。今日若林委員が欠席でございますが、特に問題がない旨の連絡を受けておりますので報告させていただきます。

議長 地元の委員さんは異議なしということでございますが、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。  
番号2、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。11月8日に推進委員と確認いたしました。問題ございません。よろしく申し上げます。

議長 番号3、地区 楡形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。問題ありません。よろしく申し上げます。

議 長	番号4、地区 椋本、お願いします。
竹尾委員	9番竹尾です。11月8日に事務局と推進委員とともに現地確認をしました。問題ないと確認いたしました。
議 長	番号1から番号4について、地元委員さんから異議のなしということでした。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事務局	18ページをお願いします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号1、地区 一身田、申請地 一身田中野一色_____、登記地目・現況地目とも田、面積 348㎡、借人 _____、面積 766, 162㎡、貸人 _____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。  以上、件数は1件で、合計面積は348㎡で、すべて田でございます。 いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 一身田、お願いします。
田村委員	4番田村です。11月8日に現地確認しました。事務局説明通り問題ありません。よろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議なしということでした。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

19ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 安西、申請地 芸濃町岡本前川原\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 915㎡、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.39㎡、パネル設置率は、26.84%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 香良洲、申請地 香良洲町前ノ洲\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 499㎡の内1.53㎡ 外2筆、合計面積 13.06㎡、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地として一時転用とするものです。

一時転用期間は、3年間になります。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

番号3、地区 香良洲、申請地 香良洲町前ノ洲\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 218㎡の内3.64㎡ 外2筆、合計面積 11.48㎡、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地として一時転用とするものです。

一時転用期間は、3年間になります。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

以上、件数は3件、面積は939.54㎡で、このうち田が922.74㎡、畑が16.8㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安西、お願いします。

田中委員

10番田中です。確認に行つて参りました。問題ありません。

議長

番号2、番号3 地区 香良洲、お願いします。

下井委員

3番下井です。この案件、先般関係者と現地確認しました。太陽光発電施設の下にブルーベリーを栽培し、支柱部分を3年間一時転用するという事です。ブルーベリーはよく育ちます。問題ありません。

議長

番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 辰水、申請地 美里町五百野中之郷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 254㎡ 外2筆、合計面積 871㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名。

この案件につきましては、令和6年7月17日付けにて許可を受けましたが、転用事業に変更が生じたため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は871㎡で、すべて畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番清水です。この案件について以前に現地確認させていただいて許可をした状況でしたが、事務局説明通り許可取り消しということで問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については承認することに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出伊倉津町高峯\_\_\_\_\_、登記地目 畑 現況地目 宅地、面積 33㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成3年頃から住宅敷地として利用していた旨の始末書の提出がありますこ

とから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、申請地 安東町神ノ木\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 627㎡ 外1筆、合計面積 1,139㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.39㎡、パネル設置率は、37.52%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、申請地 安東町神ノ木\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 654㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、272.78㎡、パネル設置率は、41.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 白塚、申請地 白塚町南永定\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 65㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を進入路用地とするものです。

平成8年2月頃から進入路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 一身田、申請地 一身田豊野てノ坪\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 519㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を特別養護老人ホーム施設用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 楡形、申請地 安東町木若\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 525㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、380.86㎡、パネル設置率は、51.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

22ページをお願いします。

番号7、地区 安西、申請地 芸濃町岡本前川原\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 77㎡ 外3筆、合計面積 677㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.39㎡、パネル設置率は、26.84%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本中町\_\_\_\_\_、登記地目・現況地

目とも畑、面積 419㎡、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本出口 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 702㎡ 外1筆、合計面積 2,798㎡、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を宅地分譲用地とするものです。  
許可証の交付につきましては、都計法29条との同時許可となります。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本南山ノ花 \_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 1.27㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。  
平成10年頃から住宅用地の一部として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号11、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本菖蒲谷 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 547㎡ 外1筆、合計面積 578㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を系統用蓄電池事業用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

23ページをお願いします。

番号12、地区 安濃、申請地 安濃町曾根前 \_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畑、面積 1,198㎡ 外1筆、合計面積 2,979㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。  
許可証の交付につきましては、開発指導要綱との同時許可となります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 明合、申請地 安濃町東観音寺幡上 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 172㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 446㎡ 外1筆、合計面積 723㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、384.59㎡、パネル設置率は、53.2%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉 \_\_\_\_\_、登記地目・現況

地目とも畑、面積 357㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉 \_\_\_\_\_、登記地目・現況  
地目とも畑、面積 585㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉 \_\_\_\_\_、登記地目・現況  
地目とも畑、面積 528㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 村主、申請地 安濃町川西廣見 \_\_\_\_\_、登記地目・現況  
地目とも畑、面積 24㎡ 外10筆、合計面積 1,695.99㎡、受人  
\_\_\_\_\_, 渡人 \_\_\_\_\_ 外6名。  
これにつきましては、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。  
許可証の交付につきましては、開発指導要綱との同時許可となります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

24ページをお願いします。

以上、件数は18件、合計面積は14,448.26㎡で、このうち田が5,777㎡で畑が8,671.26㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般関係者と現地確認しました。問題ないということでよろ  
しくお願いします。

議 長 番号2、番号3 地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。11月8日に確認いたしました。問題ないということでよろ  
しくお願いします。

議 長 番号4、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。11月8日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局  
説明通り問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号5、地区 一身田、お願いします。

田村委員	4番田村です。11月8日に地元推進委員と現地確認をしました。事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。
議長	番号6、地区 櫛形、お願いします。
小澤委員	1番小澤です。11月8日に現地確認を致しました。問題ありませんのでよろしくお願いします。
議長	番号7、地区 安西、お願いします。
田中委員	10番田中です。先ほどの4条と一体利用されます。問題ありません。
議長	番号8から番号11 地区 椋本、お願いします。
竹尾委員	9番竹尾です。11月8日に現地確認を致しました。8番9番については特に問題ありません。 10番についても、問題ないと思います。 11番については、11月11日に現地確認をしました。畑を蓄電池用地にしたいということで、初めての案件でした。排水については土留めをして、宅地の方に流れないようにし、蓄電池については、大きなコンテナのような施設をいくつか設置するというものでありました。いろいろ説明を受けて問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。
議長	番号12、地区 安濃、お願いします。
平松委員	12番平松です。この案件は隣の敷地まで分譲住宅が建っておりまして、畑とはいうものの問題ないということで、よろしくお願いします。
議長	番号13、番号14 地区 明合、お願いします。
平松委員	12番平松です。13番は資材置場ということで、現状はほとんど管理されていないところなので、問題ないと思います。 14番について、周りに太陽光ができてまして、問題ないということでよろしくお願いします。
議長	番号15から番号17 地区 草生、番号18、地区 村主、お願いします。
横山委員	13番横山です。太陽光ができておるとことで、問題ないと思います。 18番ですけど、住宅用地ということで環境的には問題ないということでよろしくお願いします。
議長	番号1から番号18について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に別冊でお配りしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。</p> <p>各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、津地区をご覧ください。</p> <p>田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で77,385㎡、畑の賃貸借で2,707㎡、契約件数は28件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で25,053㎡、契約件数は13件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で107,353㎡、畑の賃貸借で9,396㎡、契約件数は23件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,350㎡、契約件数は4件でございます。</p> <p>美里地区、香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて219,141㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借を合わせて12,103㎡、合計契約件数は68件、合計面積は231,244㎡となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は津地区21件、河芸地区7件、安濃地区19件、芸濃地区3件で合計50件、合計面積は184,327㎡でございます。</p> <p>なお、認定農業者への集積率は、件数で73.5%、面積で79.7%となっております。</p> <p>続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。</p> <p>人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。</p> <p>人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業は、今回は該当がございませんでした。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。</p> <p>今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与</p>

の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。  
整理番号1-1についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。  
1-1 該当P8

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
入室してください。

< 入 室 >

議 長 続いて、整理番号3-18についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。  
3-18 該当P65

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
入室してください。

< 入 室 >

議 長 つづいて、整理番号3-4、3-5、3-10、3-11、3-19、3-20、3-21、3-22-1、3-22-2についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。  
3-4 該当P51

3-5 該当P52  
3-10 該当P57  
3-11 該当P58  
3-19 該当P66  
3-20 該当P67  
3-21 該当P68  
3-22 該当P69

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

2ページをお願いします。

件数は7件、合計面積は29,696㎡で、このうち田が26,503㎡で畑が3,193㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号2についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。  
整理番号2 該当P1

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。  
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時51分

令和6年11月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_